

茨城県報

昭和二十九年九月一日
第三千六百四十八号

告示

茨城県告示第八百五十七号

水稻並びに大豆奨励品種を次のとおり追加する。

なお、大豆農林三号は奨励品種から除外する。

昭和二十九年九月一日

茨城県知事 友 末 洋 治

一 水稻 金南風

来歴

金南風は昭和十四年愛知県農業試験場において「良作」を母とし「愛知中生廻」を父として人工交配を行育成された品種で、茨城県農業試験場においては昭和二十六年奨励品種決定試験供試材料に加入自後引続き試験中のところその成績良好である。

特性の概要

金南風は八洲千本に比し熟期五―六日早く短稈多莢の穂敷型晩種である。白葉枯病耐病性はあまり強くないが、稲熱病、小粒菌核病に対する耐病性は八洲千本に比し強い。粒の大きさは中、品質は上ので八洲千本に比し良質多収である。

地味肥沃な平垣部の晩生品種として従来は八洲千本が作付されておつた地域において、これにかわるべき品種である。

河北山脚山間地域等に栽培することは晩熟のため危険を伴うことが多いから厳に注意を要する。

二 水稻 (糯) 「コトブキモチ」

来歴

「コトブキモチ」は「双葉」を母とし「早生糯糯」を父として人工交配を行い、自後農林省明石農事改良実験所において選抜育成された品種で、茨城県農業試験場においては昭和二十五年奨励品種決定試験供試材料に加入自後引続き試験中のところその成績良好である。

特性の概要

「コトブキモチ」は九月一日ごろ出穂十月下旬ごろに成熟する晩生種で、葉色淡きやや長稈、穂重型品種である。玄米の品質上、糯としての食味良好なる多収性糯品種である。肥瘠なばの平垣地を適地とするが窒素感応度高く多肥に失ずると生育後期に稈が脆弱となり倒伏の危険性があり、なお螟虫に対する対中性も強くないので栽培上注意を要する。

三 大豆 「シンメジロ」

来歴

「シンメジロ」は昭和十五年茨城県農業試験場石岡試験地(農林省指定雑穀新品種育成試験地)において「花嫁茨城一号」を母とし「ねずみ莢」を父として人工交配を行い自來同場においてこれが選抜固定を図り育成された品種で、茨城県農業試験場においては昭和二十二年から大豆関東十号という系統名をもつて奨励品種決定試験供試材料に加入自來引続き試験中のところその成績良好である。

特性の概要

「シンメジロ」は大豆農林三号に比し二―三日晩熟の莖長高き生育旺盛な中晩生品種である。子実には黄白色で粒は中の大、臍色、白、紫斑病に対する耐病性は農林三号に比し強く品質良好多収である。平垣部中生種地帯、及中間地中晩生地帯に好適する。

茨城県告示第八百五十八号

昭和二十九年七月二十日茨城県土浦市に事務所をおく土浦市第一土地改良区から申請のあつた変更定款については八月三十日認可したから土地改良法第三十条第三項の規定によつて公告する。

昭和二十九年九月一日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県告示第八百五十九号

昭和二十九年七月二十日付茨城県土浦市に事務所をおく土浦市飯田土地改良区から申請のあつた定款変更については八月三十日認可したから土地改良法第三十条第三項の規定によつて公告する。

昭和二十九年九月一日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県告示第八百六十号

昭和二十九年八月二十五日茨城県告示第八四六号(茨城県家畜伝染病まん延防止規則にもとづく流行性脳炎予防のための指定の件)の一部を次のとおり改正する。

昭和二十九年九月一日

茨城県知事 友 末 洋 治

一 移入禁止区域中に「山梨県」を加える。

茨城県告示第八百六十一号

昭和二十九年八月二十七日茨城県告示第八五〇号(茨城県家畜伝染病まん延防止規則にもとづく流行性脳炎予防のための指定の件)の一部を次のとおり改正する。

昭和二十九年九月一日

茨城県知事 友 末 洋 治

一 出入禁止区域中に「久慈郡郡戸村、下館市大字中館、樋口、折本、口戸、柴山、筑瀬、林、結城郡西豊田村、筑波郡葛城村」を加える。

二 茨城県告示八五二号記載の移入禁止区域を出入禁止区域と改める。

茨城県告示第八百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基き県道の路線を次のように認定する。

その図面は関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年九月一日

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	太田 塙 線	常陸太田市 久慈郡小里村	久慈郡中里村、賀茂村、小里村
2	佐野 古河 線	古河市	
3	宇都宮 水戸 線	水戸市	西茨城県、笠間町
4	氏家 大子 線	久慈郡大子町	久慈郡、依上村
5	茂木 大宮 線	那珂郡那長倉村	那珂郡、野口村、大場村
6	下館 茂木 線	下館市	
7	水戸 鉢田 佐原 線	水戸市	鹿島郡諏波村、鉢田村、行方郡麻生町、香澄村
8	土浦 野田 線	土浦市	筑波郡谷田部町、水海道市
9	日立 大子 線	日立市宮田 久慈郡大子町	久慈郡中里村、小里村、袋田村
10	水戸 太田 線	水戸市 常陸太田市	那珂郡宮谷町

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
竜ヶ崎 潮来線	下館 取手線	小川 鉾田線	石岡 潮来線	下館 石岡線	水戸 那珂湊線	石岡 笠間線	久慈 大宮線	千葉 竜ヶ崎線	結城 野田線	古河 岩井線
行方郡潮来町 竜ヶ崎市	北相馬郡取手町 下館市	鹿島郡鉾田町 東茨城郡小川町	行方郡潮来町 石岡市	石岡市 下館市	那珂湊市 水戸市	西茨城郡笠間町 石岡市	那珂郡大宮町 久慈郡久慈町	竜ヶ崎市 県界 北相馬郡布川町	結城市 県界 猿島郡境町	古河市 猿島郡岩井町
	北相馬郡守谷町 結城郡石下町、 真壁郡下妻町、 水海道市		東茨城郡小川町、 行方郡玉造町、 麻生町	真壁郡真壁町 新治郡柿岡町		西茨城郡岩間町、 宍戸町	常陸太田市		猿島郡幸島村	猿島郡岩井町

23	22
境 杉戸線	筑波公園線
県界 同郡同村 猿島郡境町	同郡 同町 筑波郡筑波町

茨城県告示第八百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定に基き次の県道の
路線を廃止する。

その図面は関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

昭和二十九年九月一日

茨城県知事 友 末 洋 治

6	5	4	3	2	1	整理 番号
下館 久下田線	大宮 茂木線	三美 大宮線	大子 馬頭線	水戸 宇都宮線	水戸 会津線	路線名
県界 下館市 下館市(元標)	県界 同郡長倉村 那珂郡大宮町(元標)	同 郡大宮町 那珂郡大場村	県界 同郡依上村 久慈郡大子町(元標)	水戸市(元標) 県界 西茨城郡北山内村	水戸市(元標) 県界 久慈郡小里村	起 終点
	同 郡野口村 那珂郡玉川村	那珂郡玉川村		東茨城郡下中妻村 西茨城郡笠間町	常陸太田市 那珂郡菅谷町	重要な 経過地

茨城県告示第八百六十五号

左記の施設は昭和二十九年九月一日保健婦、助産婦、看護婦法第二十二条第二号の規定による准看護婦養成所に指定した。

昭和二十九年九月一日

茨城県知事 友末洋治

記

名 称	茨城県立准看護婦養成所	位 置	水戸市五軒町一、二五一	設 置 者	茨城県知事 友末洋治
-----	-------------	-----	-------------	-------	------------

新 大宮馬頭線	那珂郡大宮町	那珂郡小瀬村、檜沢村
県界	那珂郡巖郷村	

公 明 選 挙
強 調 期 間

9月1日~15日

公明選挙とは
金や権力や情実等にとら
われないでする選挙をい
うのです。

選 挙 は 公 明 に

真剣に、
選挙について考え、
どの政党が、どの候
補者が、自分の代表
として適している
かを判断し、
公明選挙を実現し
ましょう。